

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第26号

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年寒川町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。